

平成19年度 上野村の健全化判断比率等について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定により、上野村の平成19年度健全化判断比率及び資金不足比率を次のとおり公表します。

○健全化判断比率

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準
実質赤字比率	(赤字なし)	15.0%
連結赤字比率	(赤字なし)	20.0%
実質公債費比率	10.7%	25.0%
将来負担比率	(将来負担なし)	350.0%

○資金不足比率

特別会計	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道事業	(資金不足なし)	20.0%
特定地域生活排水処理事業	(資金不足なし)	20.0%

※健全化判断比率の指標について

実質赤字比率	一般会計等の実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるかを示す指標。
連結実質赤字比率	全会計の実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるかを示す指標。
実質公債費比率	一般会計等の実質的な借入金の返済額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるかを示す指標。
将来負担比率	一般会計等が抱える実質的な負債の残額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるかを示す指標。(将来負担額からは基金等の特定財源が控除されるため、現在の村の状況は、基金の積立が多いため将来負担が算定されない状況となっています)

現在は健全化判断比率が早期健全化基準をいづれも下回っており、健全段階と判断されますが、早期健全化基準に1つでも達した場合、経営健全化計画を策定するなど、健全化へむけての対策が必要となります。

※資金不足比率について

資金不足比率	各公営企業の資金不足が、事業の規模に対してどのくらいの割合になるかを示す指標。
--------	---